

○大隅肝属広域事務組合肝属地区清掃センター環境保全委員会設置要綱

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合告示第13号

肝属地区清掃センター環境保全委員会設置要綱（平成20年肝属地区一般廃棄物処理組）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、肝属地区清掃センター周辺5町内会（鹿屋市串良町下小原北町内会、同下小原南町内会、同柳谷町内会、同白寒水町内会、同永峯町内会をいい、以下「関係町内会」という。）の住民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、ごみ処理施設等運営に関する公害防止協定書に基づき、肝属地区清掃センター環境保全委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 公害防止協定書に掲げる事項の実施状況に関すること。
- (2) 施設管理に起因する公害防止対策の措置に関すること。
- (3) その他地域住民の健康の保護及び生活環境の保全に必要なと認める事項に関すること。

（委員）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 関係町内会の町内会長
- (2) 関係各町内会から選出された3人以内の住民代表者
- (3) 鹿屋市串良総合支所支所長、鹿屋市串良総合支所市民生活課長
- (4) 大隅肝属広域事務組合事務局長、同課長

（任期）

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員長に鹿屋市串良総合支所支所長を充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、年1回以上委員長が招集（委員からの申し出があった場合を含む。）し、会議を進行する。

2 委員長は、委員会が必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大隅肝属広域事務組合事務局において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。